

学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学について（その2）

前回の検討会に引き続き、学校の統合と学区の再編に伴う配慮事項として、「通学距離の配慮」についてお示しします。

1 「通学距離の配慮」＝ 統廃合により通学が長距離となる児童への配慮

2 「通学距離の配慮」の背景

学校の統合と学区の再編に関して、保護者の皆様から「遠くの指定校より近くの隣接校への入学・転校」のご要望をいただいております。

学校の統合および学区の再編に伴い、通学が長距離となる児童の負担軽減を最優先として、自宅から一番近い学校に通学できるように配慮できるように、学区外通学制度の見直しを目的とした検討委員会を開催して検討します。

3 「新たな学校づくり」における「通学距離の配慮」

○原則：現在通学している学校が統合する新設校に引き続き通学となります。

○対象者：統合する小学校に通学する児童

○配慮事項（検討委員会にかける案）

①仮設校舎に通学する場合の配慮

学校統合・建替えに伴う学校位置の変更により、統合前の通学区域内に学校がなくなった場合、その統合前の通学区域は隣接する通学区域の学校を希望できる特認地区（選択）とします。

ただし、(1)受入校の学校施設の状況により別途受け入れ人数に上限を設けることとします。(2)学校位置が変更になる時点で在籍している児童に限り、希望できるものとします。

②新校舎に移転後の配慮

学校統合や建替えに伴う学校位置の変更により、自宅から指定校までの距離が 1.5Km 以上の場合は、隣接する通学区域の学校を希望することができるよう配慮します。

ただし、(1)自宅からの距離が、1.5Km 未満の隣接する通学区域の学校に限り希望できるものとします。(2)受入校の学校施設の状況により別途受け入れ人数に上限を設けることとします。(3)学校位置が変更になる時点で在籍している児童に限り、希望できるものとします。

○課題：受け入れる側の学校が教室不足にならないように、学校施設の状況と今後の児童と学級数の予測数を基に、教育委員会と受入校とで協議します。

※隣接する学校については、別紙の「隣接する学校の一覧」を参照してください。